

基礎研 レポート

年金額は2023年度に約2%の増額 だが、実質的には▲0.6%の目減り

2023年度の年金額と2024年度以降の見通し (3)

年金総合リサーチセンター公的年金調査室長・上席研究員 中嶋 邦夫
(03)3512-1859 nakasima@nli-research.co.jp

1 —— 本稿の問題意識：2023年度の年金額改定を解きほぐす

6月15日は、2023年度で最初の公的年金（4～5月分）の支給日である。2023年度の年金額は、67歳以下は前年度比+2.2%増、68歳以上は+1.9%増と3年ぶりの増額となったが、同時に、3年ぶりにマクロ経済スライドによる調整（-0.6%）が発動されており、実質的には目減りとなっている。

そこで本稿では、別稿¹で確認した年金額改定のルール（図表1）が、2023年度分の改定でどのように機能したかを確認する。

図表1 別稿で確認した年金額の改定ルール（2021年度以降）

○年金額の改定率（全体像）

＝本来の改定率＋年金財政健全化のための調整率（いわゆるマクロ経済スライドのスライド調整率）

※ただし、上記の計算結果がマイナスの場合にはマイナス部分を適用せずに繰り越し、本来の改定率がマイナスの場合には調整率をまったく適用せずにすべて繰り越す（67歳以下/68歳以上 ごと）。

○本来の改定率

・67歳になる年度まで

＝名目手取り賃金変動率

＝前年(暦年)の物価上昇率＋実質賃金変動率(2～4年度前の平均)＋可処分所得割合変化率(3年度前)

・68歳になる年度から

＝前年(暦年)の物価上昇率(消費者物価指数の上昇率)と名目手取り賃金変動率の、いずれか低い方

○年金財政健全化のための調整率（マクロ経済スライドのスライド調整率）

＝公的年金加入者数の変動率(2～4年度前の平均)－引退世代の余命の伸びを勘案した率(0.3%)

＋前年度の未調整分（いわゆる繰越分(キャリアオーバー分)、67歳以下/68歳以上 ごとに設定）

(注1) 本稿では変化率(%)の加減算で表しているが、厳密には1を基準とした値の掛け算で計算される。

(注2) 年金財政健全化のための調整率（マクロ経済スライドのスライド調整率）は、少子化の影響で基本的にマイナス。2016年の法改正で、上記の式で計算した調整率がプラスになった場合はゼロ%に置き換えることになった。

(注3) 本来の改定率が68歳前後で異なるのは、標準の（繰上げや繰下げがない）受給開始年齢が65歳であることを考慮し、64歳時点までの実質手取り賃金変動率（実質賃金変動率(2～4年度前の平均)＋可処分所得変化率(3年度前)）が年金額に反映されるよう、受給開始後でも67歳になる年度までは名目手取り賃金変動率が適用されるため。

(注4) 前年度の未調整分は、厳密には、68歳になる年度の「前年度の未調整分」には67歳になる年度の「67歳になる年度まで」の未調整分が用いられ、以後は「68歳になる年度から」の未調整分で更新される。

¹ 拙稿「年金額改定の本来の意義は実質的な価値の維持：2023年度の年金額と2024年度以降の見通し(1)」、「将来世代の給付低下を抑えるため少子化や長寿化に合わせて調整：2023年度の年金額と2024年度以降の見通し(2)」

2 —— 本来の改定率：2022年の物価上昇を反映。さらに2021年度の実質賃金上昇により、68歳以上の改定率が初めて67歳以下より低い値に

1 | 概況：2022年の物価上昇を反映し、68歳以上の改定率が初めて67歳以下より低い値に

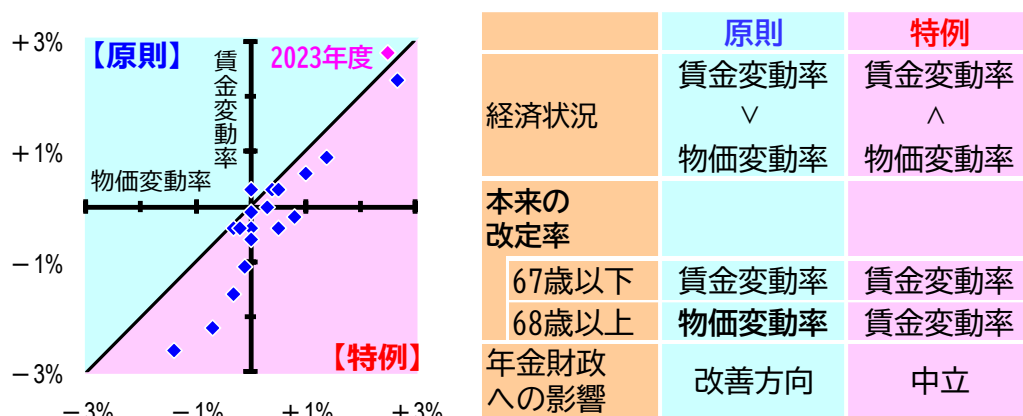
本来の改定ルールは、年金額の実質的な価値を維持するという年金額改定の本来的な役割のための仕組みであり、年金財政の健全化中か否かにかかわらず常に適用される。2016年の改正により、2021年度分からは、賃金変動率（厳密には名目手取り賃金変動率）が物価変動率（前年(暦年)の物価上昇率）を上回れば原則のルールが、賃金変動率が物価変動率を下回れば特例のルールが適用される（図表2）。

2023年度の改定率の計算では、賃金変動率が+2.8%、物価変動率が+2.5%となったため、原則のルールが適用された。この結果、本来の改定率は、67歳以下が賃金変動率の+2.8%、68歳以上が物価変動率の+2.5%となった²。

2023年度の第1の特徴は、本来の改定率が大幅なプラスとなった点である。別稿で確認したように（図表1）、年金額の改定で用いられる賃金変動率には、物価の変動になるべく早く対応できるよう、前年(暦年)の物価上昇率が組み込まれている。このため、67歳以下と68歳以上の双方で、2022年(暦年)の大幅な物価上昇を反映して、大きなプラスの値となっている。

第2の特徴は、68歳以上の改定率が初めて67歳以下より低い値に抑えられた点である。このように年齢によって改定率が異なる仕組みは2000年改正で導入されたが³、実際に改定率が異なるのは今回が初めてである。67歳以下の本来の改定率は、年金の標準的な受給開始年齢(65歳)に到達するまでの賃

図表2 本来の改定ルールの全体像(原則と特例)



(注1) 上記の「67歳以下」は「67歳になる年度まで」、「68歳以上」は「68歳になる年度から」を指す。

(注2) 上記の「賃金変動率」と「賃金」は名目手取り賃金変動率、「物価」は物価変動率を指す（図表1参照）。

² 厳密には、「67歳以下」は「67歳になる年度まで」、「68歳以上」は「68歳になる年度から」を指す。以下同じ。

³ 2000年改正以前は、年齢を問わずに、毎年度の年金額は物価上昇率に連動して改定しつつ、約5年ごとの法改正によって過去5年分の賃金変動率を改定率に反映しており、長期的には賃金に連動する仕組みだった。しかし、2000年改正では、少子化や長寿化による財政バランスの悪化に対応するため、諸外国の中には受給開始後の年金額を物価水準の変化に連動する国があることが参照される形で、受給開始後(65歳以後)の年金額は賃金の伸びよりも低い物価の伸びに合わせて改定することになった。その後、2004年改正で前年(暦年)の物価上昇率と実質賃金変動率の2~4年度前の平均を合わせた名目手取り賃金変動率が適用される形になったことに伴い、改正前と同様に64歳時点までの賃金変動率が年金額に反映されるよう、物価の伸びに合わせて改定するのは68歳以降になった。

金変動、すなわち現役世代の生活水準の変化を年金額に反映させるため、常に賃金変動率が使われる。これに対して68歳以上では、原則として、年金額の購買力を維持しつつ年金財政を改善するために、物価変動率が使われる⁴。しかし、物価変動率が賃金変動率よりも高い状況（図表2の特例）では、現役世代が物価の伸びも低い賃金の伸びで苦しんでいるため、世代間のバランスを考慮して、特例として本来の改定率に物価変動率よりも低い賃金変動率を使うことになっている（2021年度から）。これまでは物価変動率が賃金変動率よりも高い状況が続いてきたが⁵、当初の制度改正から20年以上を経て、ようやく原則の仕組みが発動されることになった。

2 | 詳細：2021年度の賃金上昇が、3年度平均の実質賃金上昇率を牽引

本来の改定率の計算過程を示したのが、図表3である。本来の改定率の計算に使用される賃金変動率（名目手取り賃金変動率）は、「前年(暦年)の物価上昇率+実質賃金変動率(2～4年度前の平均)+可処分所得割合変化率(3年度前)」で計算される。この計算要素の1つである物価変動率（図表3の①の列）は、前年(暦年)の消費者物価指数(総合)の上昇率が用いられる⁶。2023年度の改定率には、2022年(暦年)の消費者物価指数(総合)の上昇率(+2.5%)が使われた。

実質賃金変動率（図表3の②の列）は、2～4年度前の名目の賃金変動率を各年(暦年)の物価上昇率で割って実質化した値である⁷。ここで言う賃金は厚生年金の保険料や年金額の計算に用いられる標準報酬⁸であり、変動率は性・年齢別の人員構成が変化した影響を除去した値が用いられる⁹。2023年度の改定率には2019～2021年度の実質賃金変動率の平均が使用され、3年度前に当たる2020年度が同年2月からのコロナ禍の影響で-0.5%となった一方で、2年度前に当たる2021年度は前年度に低下した反動（増加率の分母が下がった影響）や行動制限の影響が少なかった業種で賃上げが堅調だった影響で+1.2%となり、3年度平均でも+0.3%のプラスとなった。

可処分所得割合変化率（図表3の③の列）は、可処分所得という名称が付いてはいるが、具体的には厚生年金の保険料率の引上げに伴う可処分所得の変化を反映するための項目である。2023年度の改定率に使用される可処分所得変化率は3年度前の2020年度の値になるが、厚生年金の保険料率は2017年9月に引上げが終了しているため、ゼロ%である。

これらの要素を掛け合わせた結果、2023年度の改定率に使用される賃金変動率（名目手取り賃金変動率）は+2.8%となり、これに図表2のルールを適用して、前述した本来の改定率が計算される（図表3の④の列）。

⁴ 賃金変動率が物価変動率を上回る状況では、改定率に物価変動率を使うことで、年金財政の支出を左右する年金額の改定率が年金財政の保険料収入を左右する賃金変動率よりも低くなるため、年金財政が改善する方向に働く。

⁵ 厳密には、賃金変動率が物価変動率を上回る状況は、2005年度の改定の際にも見られた。しかし、当時は2004年改正前の経過措置（特例水準）で年金額が計算されていたため、実際に支給される年金額の計算過程では、67歳以下も68歳以上も同じ改定率が使われた。

⁶ このため、年金額の改定率は前年(暦年)の物価上昇率が発表される日（1月19日を含む週の金曜日）に公表される。

⁷ 賃金変動率は年度ベースで物価変動率は暦年ベースと両者の時期が食い違っているが、この方法で計算した実質賃金変動率に暦年の物価変動率を掛けて本来の改定率を計算するため、問題はないと考えられる。

⁸ 標準報酬は、標準報酬月額と標準賞与額の年度合計。標準報酬月額は報酬月額をいくつかの段階に定型化したものであり、現在は8.8～65万円の32段階に分かれている。後述するように、原則としては年1回改定される。標準賞与額は、賞与の千円未満を切り捨て、上限を150万円とした値である。

⁹ これらの影響で、賃金上昇率として参照されることが多い毎月勤労統計から計算される値とは一致しない。

図表3 本来の改定率の計算過程

改定の年度	①	②				③	①+②+③	④	
	物価変動率	実質賃金変動率 (性・年齢構成調整後)				可処分所得 割合変化率	名目手取り 賃金変動率	本来の改定率(調整前)	
	前年(暦年)	4年度前	3年度前	2年度前	(3年平均)	3年度前	当年度	67歳到達 年度まで	68歳到達 年度から
2015年度	+2.7%	+0.2%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	+2.3%	+2.3%	+2.3%
2016年度	+0.8%	-0.5%	-0.3%	-1.6%	-0.8%	-0.2%	-0.2%	±0.0%	±0.0%
2017年度	-0.1%	-0.3%	-1.6%	-0.5%	-0.8%	-0.2%	-1.1%	-0.1%	-0.1%
2018年度	+0.5%	-1.6%	-0.5%	+0.1%	-0.7%	-0.2%	-0.4%	±0.0%	±0.0%
2019年度	+1.0%	-0.5%	+0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	+0.6%	+0.6%	+0.6%
2020年度	+0.5%	+0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	+0.3%	+0.3%	+0.3%
2021年度	±0.0%	-0.2%	-0.2%	+0.1%	-0.1%	±0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%
2022年度	-0.2%	-0.2%	+0.1%	-0.5%	-0.2%	±0.0%	-0.4%	-0.4%	-0.4%
2023年度	+2.5%	+0.1%	-0.5%	+1.2%	+0.3%	±0.0%	+2.8%	+2.8%	+2.5%

(注1) 変化率(%)の加減算で表しているが、厳密には1を基準とした値の掛け算で計算される。

(注2) 実質賃金変動率の内訳は、下記の資料から筆者が計算した値。

(資料) 総務省統計局「消費者物価指数」、厚生労働省年金局「厚生年金保険法第79条の8第2項に基づくGPIFにかかる管理積立金の管理及び運用の状況についての評価の結果」、厚生労働省年金局「年金額改定について」(それぞれ各年)

3 —— 年金財政健全化のための調整ルール：調整率が繰越分を含めてすべて反映

1 | 概況：本来の改定率が大幅なプラスとなったため、調整率が繰越分を含めてすべて反映

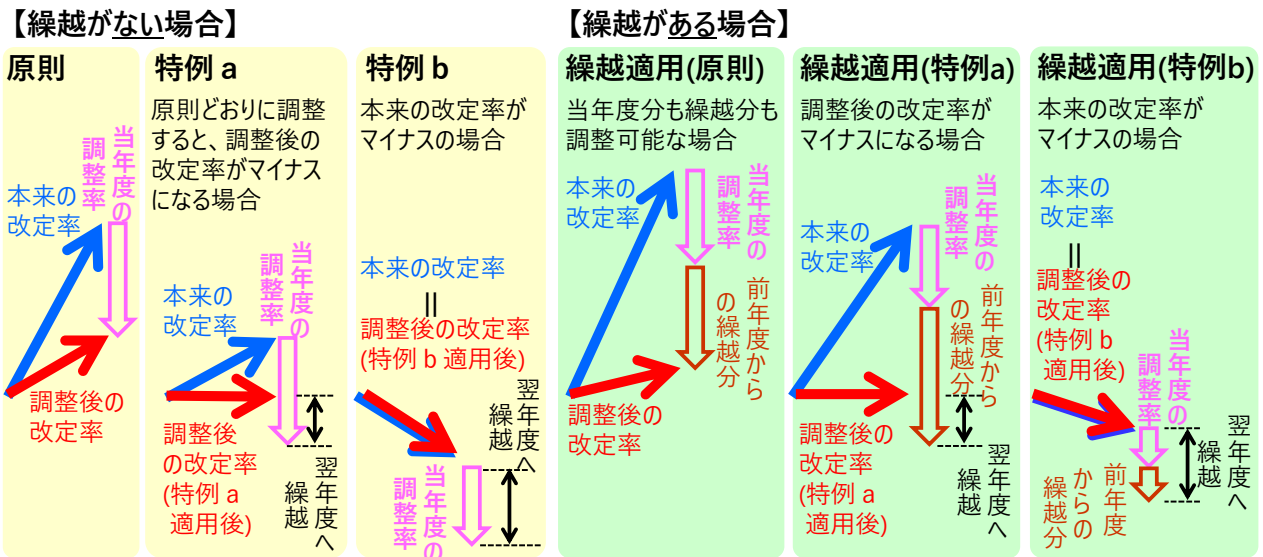
年金財政健全化のための調整ルール（いわゆるマクロ経済スライド）は、年金財政が健全化されるまで実施される仕組みであり、2004年改正で導入され、2015年度から適用が始まった。

年金財政健全化のための調整は、前述した本来の改定率に年金財政健全化のための調整率（いわゆるマクロ経済スライドのスライド調整率）を加味する形で行われる。2016年改正で調整率は必ずゼロ以下の値をとる形になったため、調整後の改定率は必ず本来の改定率以下となる。

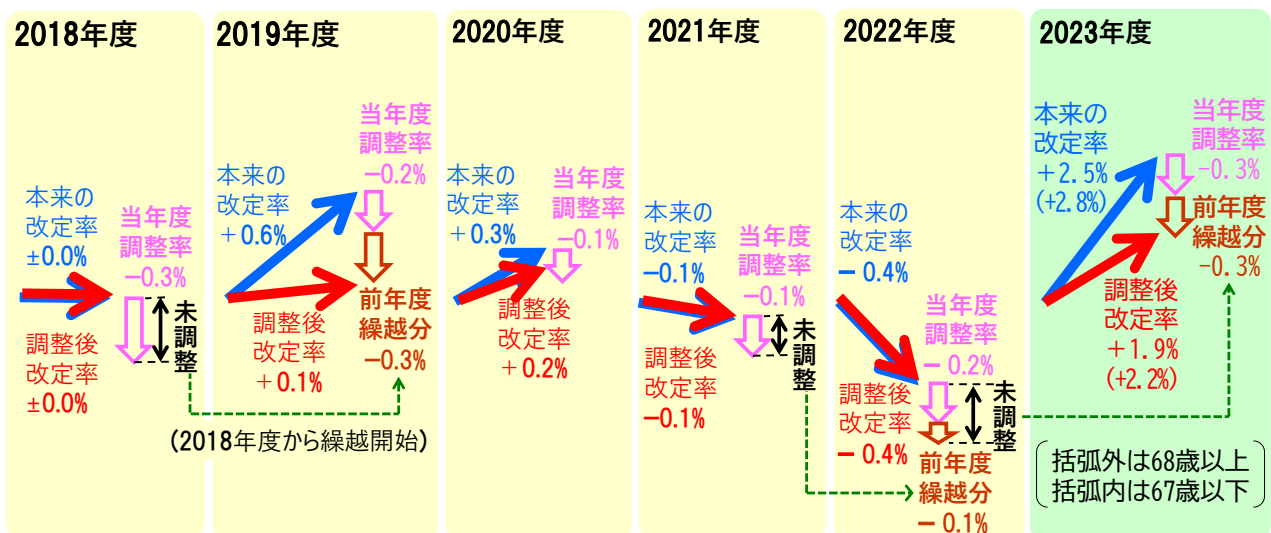
ただし、この調整ルールには特例（いわゆる名目下限措置）が設けられている。特例は、a：原則どおりに調整率を適用すると調整後の改定率がマイナスになる場合と、b：本来の改定率がマイナスの場合、に適用される（図表4左の特例aと特例b）。大雑把に言えば、特例aは物価や賃金の伸びが小さいとき、特例bは物価や賃金が下落しているときに適用される。

2023年度の改定率の計算では、本来の改定率が67歳以下で+2.8%、68歳以上で+2.5%で、調整率が前年度からの繰越分を含めて-0.6%だった。そのため、67歳以下と68歳以上の両者とも図表4の「繰越適用(基本)」に該当し、調整率がすべて反映された。この結果、2023年度の調整後の改定率（実際に適用される改定率）は、67歳以下で+2.2%、68歳以上で+1.9%となった（図表5）。また、67歳以下と68歳以上の両者とも調整率がすべて反映されたため、翌年度に繰り越される調整率は発生しなかった。

図表4 年金財政健全化のための調整ルール(マクロ経済スライド)のイメージ (2016年改正後)



図表5 年金財政健全化のための調整ルール(いわゆるマクロ経済スライド)の適用状況(近年分)



2 | 詳細：加入者増加率は、2021年度はマイナスだが、2019年度のプラスにより、3年平均はゼロ%

年金財政健全化のための調整率(いわゆるマクロ経済スライドの調整率)の計算過程を示したのが、図表6である。調整率は、当年度の調整率と前年度から繰越された調整率の合計である。当年度の調整率は「公的年金加入者数の増加率(2～4年度前の平均)－引退世代の余命の伸びを勘案した率(0.3%)」で計算され、前年度から繰越された調整率は図表4のルールで計算される。

調整率の計算に使用される公的年金加入者数の変動率(図表6の⑤の列)は、2～4年度前の平均である。ここで言う公的年金の加入者は、国民年金の第1号被保険者と厚生年金の被保険者と国民年金の第3号被保険者であり、年度内の各月末の人数を平均した値(年度間平均)が用いられる。公的年金

の加入者数が国民年金の第1～3号被保険者の合計となっていないのは、国民年金の第2号被保険者には厚生年金被保険者のうち65歳以上の人（老齢基礎年金の標準的な受給開始年齢以上の人）が含まれないためである。国民年金の第1号被保険者と第3号被保険者の対象年齢は20～59歳だが、厚生年金被保険者の対象年齢は69歳までであるため、高齢期の就労が進展して60代の厚生年金加入者が増えれば公的年金加入者数は増加する可能性がある¹⁰。

2023年度の当年度分の調整率には、2019～2021年度の公的年金加入者数の変動率の平均が使用される。2年度前にあたる2021年度はコロナ禍の影響があったためか微減となったが、4年度前にあたる2019年度までは60代の厚生年金加入者の増加によって公的年金加入者数の微増が続いていたため、3年度平均では±0.0%になった（図表6の⑤の3年平均の列）。これに引退世代の余命の伸びを勘案した率（-0.3%、図表6の⑥の列）が加味され、2023年度の当年度分の調整率は-0.3%となった（図表6の⑤+⑥の列）。これに前年度から繰り越された調整率（-0.3%、図表6の⑦の列）を加えた-0.6%が、2023年度に適用すべき調整率である。

そして、前述のように、本来の改定率が67歳以下で+2.8%、68歳以上で+2.5%で、調整率が前年度からの繰越分を含めて-0.6%だったため、67歳以下と68歳以上の両者とも図表4の「繰越適用(基本)」に該当して調整率がすべて反映され、2023年度の調整後の改定率（実際に適用される改定率）は、67歳以下で+2.2%、68歳以上で+1.9%となった（図表6の⑧の列）。また、67歳以下と68歳以上の両者とも調整率がすべて反映されたため、翌年度に繰り越される調整率は発生しなかった（図表6の最右列）。

図表6 年金財政健全化のための調整(いわゆるマクロ経済スライド)の計算過程

改定の年度	⑤ 公的年金加入者数の変動率 (年度間平均)				⑥ 平均余命 の伸び率 固定値	⑤+⑥ 当年度分 調整率 当年度	⑦ 前年度からの繰越分		⑧ 調整後の改定率		④～⑦の和-⑧ 繰り越す調整率	
	4年度前	3年度前	2年度前	(3年平均)			67歳到達 年度まで	68歳到達 年度から	67歳到 年度まで	68歳到 年度から	67歳到達 年度まで	68歳到達 年度から
	2015年度	-0.7%	-0.8%	-0.3%	-0.6%	-0.3%	-0.9%	-	-	+1.4%	+1.4%	-
2016年度	-0.8%	-0.3%	-0.1%	-0.4%	-0.3%	-0.7%	-	-	±0.0%	±0.0%	-	-
2017年度	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.5%	-	-	-0.1%	-0.1%	-	-
2018年度	-0.1%	-0.2%	+0.3%	±0.0%	-0.3%	-0.3%	-	-	±0.0%	±0.0%	-0.3%	-0.3%
2019年度	-0.2%	+0.3%	+0.2%	+0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	+0.1%	+0.1%	-0.0%	-0.0%
2020年度	+0.3%	+0.2%	+0.1%	+0.2%	-0.3%	-0.1%	±0.0%	±0.0%	+0.2%	+0.2%	-0.0%	-0.0%
2021年度	+0.2%	+0.1%	+0.2%	+0.2%	-0.3%	-0.1%	±0.0%	±0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%
2022年度	+0.1%	+0.2%	+0.0%	+0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%
2023年度	+0.2%	+0.0%	-0.3%	±0.0%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	+2.2%	+1.9%	±0.0%	±0.0%

(注1) 変化率(%)の加減算で表しているが、厳密には1を基準とした値の掛け算で計算される。

(注2) 公的年金加入者数の変動率の内訳は、下記の資料から筆者が推計した値（制度上は、2年度前の加入者数を5年度前の加入者数で除した値の3乗根として計算される）。⑥平均寿命の伸び率の欄は、計算過程を足し算で示すためにマイナスにした値を載せた。

(注3) 最右列の表頭にある④は、図表3の④の列を指す。

(資料) 厚生労働省年金局「年金額改定について」（各年）、社会保障審議会数理部会資料（各回）

¹⁰ なお、パート労働者等に対する厚生年金の適用拡大によって20～59歳の厚生年金加入者が増加しても、公的年金の加入者数には影響しない。20～59歳で厚生年金に加入する人は、国民年金の第1号または第3号被保険者からの移行であり、厚生年金に加入する前から公的年金の加入者数に含まれているためである。他方で、厚生年金の適用拡大によって60代の厚生年金加入者が増えれば、公的年金加入者数の増加に寄与する。実際に、厚生年金加入者のうちパート労働者（短時間労働者）の性・年齢分布を見ると、特に男性においては60代の比率が高い。しかし、厚生年金加入者のうち短時間労働者の60代は男女計で16万人に過ぎないため、公的年金加入者数全体(約6700万人)に対しては限定的な影響に留まる。

4 —— 総括：物価変動を早期に反映する仕組みと賃金や加入者の変動を平準化する仕組みが奏功。 ただし、繰越しのツケを一度に精算する仕組みや68歳以降の改定ルールは再確認が必要

本稿では、別稿で確認した年金額改定のルール（図表1）が、2023年度分の改定でどのように機能したかを確認した。その要点は、次のとおりである。

- 本来の改定率の計算過程では、2022年(暦年)の物価上昇率が反映された。
- 本来の改定率の計算に用いる実質賃金変動率は2～4年度前の平均であるため、コロナ禍初年度(2020年度)の低下と2年目(2021年度)の上昇を総合する形になり、年金額の急な変化を抑えた。
- その結果、実質賃金変動率はプラスとなり、68歳以上の改定率が初めて67歳以下の改定率より抑えられた。
- 年金財政健全化のための調整率（いわゆるマクロ経済スライドの調整率）も2～4年度前の平均であるため、コロナ禍が年金額に与える影響を抑えられた。
- 本来の改定率が物価上昇を反映して大幅なプラスになったため、年金財政健全化のための調整率は前年度からの繰越分も含めてすべて反映された。
- この結果、2023年度の調整後の改定率（実際に適用される改定率）は67歳以下が+2.2%、68歳以上が+1.9%と3年ぶりの増額になったが、調整率の適用により年金額は目減りした。

物価の上昇が続く中、約1年遅れではあるが年金額が3年ぶりに前年よりも増額された点は、朗報と言えよう。また、改定率の計算過程に3年平均を取る仕組みが入っていたことで、コロナ禍の影響を抑えられた点も、制度設計の恩恵を受けたと言えよう。

一方で、年金額の実質的な価値が3年ぶりに目減りする点には注意する必要がある。特に2023年度の改定においては、2023年度分の調整率に加えて2021年度と2022年度に繰り越された2年度分の調整率が一度に解消されたため、近年では比較的大きめの目減りとなった。デフレ時に調整されなかったツケが回ってきた形ではあるが、物価上昇が大きいときに溜まったツケを一気に精算する仕組みについて、そもそもツケを溜めるべきかも含めて、改めて議論が必要だろう。

さらに、68歳以上の年金の伸び（改定率）が、初めて67歳以下の年金の伸びより抑えられた点にも注意が必要である。この仕組みが創設された2000年改正時は年金受給者の購買力を維持する仕組みだったが、2004年改正で年金財政健全化のための調整（いわゆるマクロ経済スライド）が追加され、物価上昇時には購買力を維持できない仕組みになっている¹¹。67歳以下の年金の伸びでも現役世代の賃金の伸びに追いついていない中で68歳以上の年金の伸びをさらに抑えるべきかについて、再確認する必要があるだろう。

¹¹ 物価下落時には調整が発動されない仕組みになっている（図表4の特例b）。